

34 地理的表示保護制度活用総合推進事業

<対策のポイント>

地理的表示 (GI) 保護制度の活用・GIの海外との相互保護実現のため、GIの登録申請、展示会の開催を通じた制度の普及を支援するとともに、海外における模倣品の調査を踏まえ、海外における知的財産の保護・侵害対策を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大 (8,071億円[平成29年] → 1兆円 [平成31年まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地理的表示保護制度活用促進事業

- 国内外におけるGI登録申請、展示会の開催、海外での侵害対策等を支援します。
- ① GI保護制度の推進
GIの申請を支援する窓口 (GIサポートデスク) を設置します。
- ② 知的財産・地域ブランドビジネス化支援
GI製品の紹介やGI保護制度の認知度向上のための展示会の開催を支援します。
- ③ 海外でのGI保護・侵害対策
海外でのGI申請・登録やGI名称の不正使用への対応を支援します。

2. 地理的表示保護制度活用総合推進委託事業

- 海外でのGI製品の名称等を監視し、世界に向けて我が国GI製品の情報発信を行います。
- ① 海外知的財産保護・監視委託事業
海外での我が国GI製品の模倣品やGI製品の名称を監視します。
- ② GI製品情報発信委託事業
国内外の事業者及び消費者に向けて、GI製品の魅力を複数言語で発信します。

<事業の流れ>

